

○新潟県中東福祉事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則

昭和 56 年 3 月 9 日組合規則第 5 号

改正

昭和 62 年 1 月 20 日組合規則第 1 号

平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 9 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の給与に関する条例（昭和 61 年組合条例第 6 号）の準用条例第 8 条の規定に基づき、職員に支給すべき扶養手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市職員の扶養手当の支給に関する規則（平成 18 年五泉市規則第 37 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 1 月 20 日組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。